

京都外国語大学 ラテンアメリカ研究所 紀要

2016

<論文>

サパティスタ運動における自治領域構築

..... 小 林 致 広 1

La ruta del Océano Pacífico en el siglo XVI
y el problema de la ley natural en Japón

..... レティシア・メイヤー 27

A través del Galeón de Manila:
intercambio artístico entre Japón y Nueva España

..... アナ・ルイス・グティエレス 47

ニカラグア大西洋岸地域における開発・自治と運河計画の影響

..... 辻 豊 治 75

México y Japón en los años setenta:
Los dilemas de la expansión e institucionalización de las relaciones
económicas bilaterales

..... カルロス・ウスカンガ 93

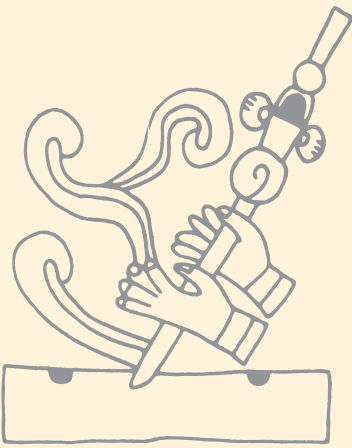
<研究ノート>

Mapeo y registro de artefactos en 3D utilizando Agisoft PhotoScan y
Drone en el Proyecto Arqueológico Tlalancaleca, Puebla

..... 嘉 幡 茂 / フリエタ・M. = ロペス・J. /
..... アリエル=テクシス・M. / 福 原 弘 識 121

エリザベス朝時代（1558 - 1603）の私掠に関する予備的考察

..... 立 岩 礼 子 141



Vol.
16

本学は2017年に
創立70周年を迎えます。

70th
anniversary

〈研究ノート〉
エリザベス朝時代（1558－1603）の私掠に関する予備的考察¹⁾

立 岩 礼 子

キーワード

海賊, 私掠, エリザベス一世, ジョン・ホーキンス

Resumen

El presente trabajo es un estudio preliminar acerca de los piratas y corsarios ingleses presentes en el Caribe español bajo la protección oficial de la reina Isabel I de Inglaterra durante el siglo XVI. Nuestro estudio consta de cuatro apartados: un breve estado en cuestión, los diversos términos aplicados a quienes se dedicaban a tal empresa inglesa, la actividad de los piratas en el Caribe y sus patrones a través de los ejemplos de la actuación tanto de John Hawkins como de Francis Drake.

はじめに

イギリスの地理学者ハクルート（Richard Hakluyt, 1552-1616）は、1584年に著した『西方植民地論 *A Discourse of West Planting*』²⁾において、イングランドが海洋帝国として世界を制覇することを提言した。ハクルートはスペイン国王フェリペ2世には「多くの強敵がいるのだから、砦を守り切ることはできないのだ」³⁾と述べ、スペイン帝国を張り子の虎と評して、イングランドがスペイン領アメリカに進出することを主張した。しかし、イングランドがスペインに軍事的に攻めれば、それを好機とフランスが北上する可能性を排除できなかった。従って、イングランドがスペインと軍事衝突を回避しつつアメリカ大陸から利潤を得るには、正規軍を送る以外の選択を選ぶ必要があった。そこで、王室が認めた個人所有の船で、海上の敵の船団を襲撃し、商品を略奪する私掠が活用された。本稿では、エリザベス1世が推進したスペイン領カリブ海進出に注目し、女王が公認した私掠という組織について、先行研究や資料を概観した上で、その性質や役割についての予備的考察を行う。

1. 資料と先行研究

スペイン領カリブ海におけるイングランドの私掠についての一次資料は、インディアス総文書館、大英博物館、イギリス国立公文書館、ウェールズ国立図書館、モードリン・カレッジ、アップルバイ城などに所蔵されている。しかし、いずれも時期、場所、人名から検索するには多岐に

わたる膨大な資料である。基本的な資料集としては、1959年刊行のイングランド側とスペイン側の文書を取めた *English Privateering Voyages to the West Indies 1588-1595*⁴⁾ が有効であろう。

16世紀に私掠として名を馳せたホーキンス (John Howkins, 1532-1595) についての資料は *The Hawkins' Voyages during the Reigns of Henry VIII, Queen Elizabeth, and James I* が⁵⁾、ホーキンスの事業を継いだ従弟ドレイク (Francis Drake, 1543-1596) については、*New Light on Drake: A Collection of Documents Relating to His Voyage of Circumnavigation, 1577-1580* がある⁶⁾。また近年、私掠の活動に参加した者たちについての研究も進んでいる。その多くが貧しく、大した分け前も手にせず嵐や海戦で、慣れない陸や密林で命を落としたことが明らかになっている⁷⁾。

16世紀のスペイン領アメリカにおける海賊や私掠の研究は、イングランド王室との関係を解明することに主眼が置かれてきたが、依然として1964年刊行の *Elizabethan Privateering. English Privateering during the Spanish War 1585-1603* が有効である⁸⁾。その後1975年に出版された *The Sea Dogs. Privateers, Plunder and Piracy in the Elizabethan Age* も私掠の全体像の把握に役に立つ⁹⁾。1994年出版の *Mercenaries, Pirates, and Sovereigns: State-building and Extraterritorial Violence in Early Modern Europe* は、近代ヨーロッパにおける国家成立と私掠の変容について扱っている¹⁰⁾。

一方、大航海時代の経済史とりわけ密輸のメカニズムを解明する視点からも研究されてきた。2007年発表の "Piratas, piratería y comercio ilícito en el Caribe: la visión del otro (1550-1650)" には基礎的な情報が解説してある¹¹⁾。

2. 「私掠」という用語について

海上における略奪・掠奪行為つまり海賊行為をする者は、英語で *pirate* であるが、政府の許可を得て行った私掠¹²⁾ をイギリスでは *privateer*、フランスでは *corsairs* と呼び分ける。また、とくに18世紀の歴史においては、*smuggling* (密輸) も使われる。

興味深いことに、エリザベス一世退位の翌年1604年にコードリー (Robert Cawdrey) が編纂した初の英語辞書に、*pirate* も *privateer* も収録されていない。つまり、国策として女王の後ろ盾を得た私掠の存在は一般に浸透しておらず、彼らを指す言葉も特殊な用語であったと考えられる。その後10余年経った1616年編集の *An English Expositor: Teaching the Interpretation of the Hardest Words Used in Our Languages* には *pirate* が見出し語になっていることから、この語が専門的な用語とみなされていたことが判る。ここでは、海で、海路で、あるいは海外貿易によって利益を得ようとする盗人 *a robber by sea* と説明されている。その7年後の1623年にコックラム (Henry Cockeram) が出版した *The English Dictionarie or an Interpreter of Hard English Words* でも海で盗みをはたらく者 (*sea-robber*) として定義され、シェイクスピアやフランシス・ベーコンの作品による使用例も紹介されている。さらに第2義として、単なる盗人、とくに他人が発行した書物の写本を売る本屋と示してあり、当時、書物の海賊版が出回っていたことも判る。つまり、17世紀に入ると、この語が海上でも陸上でも不当な方法で利益を得る者としての意味合いが顕著になっている。また、*pirate* の同義語としてフランス語起源の *corsair* が挙げられ、海上で商品を略奪する者として見出し語にもなっている。17世紀前半にはフランスのカリブ海進出が顕著になり、イングランドにとって海賊とはフランスの海賊を指すようになっていたことが示されている。

イングランドの公文書に私掠の存在が登場するのは17世紀後半以降とされるが、1755年刊

行のジョンソン（Samuel Johnson）編纂による *A Dictionary of the English Language* にはすでに privateer が見出し語となっており、個人出資の船で、敵から略奪をすると説明されている。同辞書には、pirate はやはり海上の盗人（sea robber）と記載されており、privateer と区別してある。またフランス語起源の corsair も英英辞書の見出し語として定着しており、pirate あるいは商人を襲って儲ける人と説明されている。さらに、西インド諸島の海賊団あるいは私掠団を指して bucaniers が複数形のまま見出し語に採用されている。

以上から、私掠を指す語彙が pirata, corsair, privateer, bucaniers と変遷していき、最終的にスペイン領アメリカを拠点とする者たちを bucaniers と呼ぶに至ったことがわかる。

スペイン語の視点からも観察してみると、現代の日西辞書では、海上において略奪行為を行う集団を pirata（海賊）、戦時下に敵船を拿捕する許可を得ている場合は corsario（私掠）と区別してある。しかし、スペイン王立アカデミー編の電子版辞書では、pirata と corsario は同義語となっており、意味上の区別もなく、使用に際しての但し書きもない。しかし、bucanero については、16世紀から17世紀にかけてスペイン領の海上で略奪行為をした海賊と限定して説明している。しかし、1726年から1739年にかけて編集された *Diccionario de Autoridades* を確認すると、corsario も bucanero も見出し語にない。

一方、スペイン王立アカデミー編のスペイン語通時コーパス（CORDE）で検索すると、corsario は1482年に2つの用例がある。従って、イベリア半島において corsario は、とくに北アフリカ地中海沿岸のエジプトから大西洋に抜けるジブラルタルを拠点とするアラブ系の海賊を指していたと類推されるが、なぜフランス語起源の単語が使われていたかは確認する必要がある。また、同コーパスでは英西戦争が勃発した1585年に最も多い9つの用例が確認でき、英仏戦争が勃発した1698年にも6つの用例があった。つまり、スペイン語では、英語よりも早くフランス語の借用語 corsario が定着していたことが判る。一方、bucanero は22例のうち1874年に1例あるだけで、残りはすべて20世紀の用例であったことから、新しい語彙であることが判る。インディアス総文書館の資料を検索すると、キーワード pirata, corsario, bucanero のうち、16世紀中は corsario が頻繁に使われていたことも判明した。しかし、corsario と pirata の使い分けが厳密であったかどうかは判然としない。

歴史研究の現場でも、海賊と私掠の区別は試みられている。私掠は国家の利益追求のために、敵国に損害を与える海上取引であり、それ以外が海賊行為という説明に落ち着く。スペイン側の資料では、宗教改革の動きと連動して pirate に対しても privateer に対しても「異端者 hereje」として記述し、非カトリックであるとして区別していることも多い。イギリス人歴史家で、私掠についての研究で知られるアンドルーズ（Kenneth R. Andrews）は、この「私掠」はイギリスとスペインとが戦争状態にあった期間における略奪行為に限定して使われるべきで、王室から下付された許可状を持つ個人に与えられたものであるとの見解を示した。こうした許可状は①通行許可証（Let pass / Permiso de paso）、②勅許状^{13）}（Letter of Marque / Carta patente）、③報復状（Letter of reprisal / Carta de represalia）の3種類で、本格的に整備されるのは18世紀に入ってからだが、16世紀から導入はされていたと考えられる。①はイギリスがスペインと戦争状態にない期間に下付した。実際にはこの通行許可証を使って私掠活動をする者も多かった。スペインは自国領以外の海域を通行するスペイン船に対して発行している。②はイギリスが戦争時に下付したもので16世紀中にこれを与えられた者は、エリザベス一世の寵臣ローリー（Walter Raleigh, 1552-1618）を

はじめ、その親族の青年貴族チャイドリー（John Chidley）¹⁴ など一部の者に限られた。③は、他国によって損害を与えられ、その法的解決が難しい場合に、書面を通じて損害賠償を求め、加害者側の財の捕獲ができるというものであった。

3. 私掠の活動

3. 1 時期と範囲

私掠は早ければ1月から、たいていは3、4月に、遅くとも8月末にはカリブ海に入った。台風を避けて、サン・アントニオ岬を回る必要があったからだ。イングランドを出発すると、まずカナリアス諸島に寄港し、そこからイスパニョーラ島あるいはプエルトリコを目指した。私掠の拠点としてカリブ海の外側に浮かぶトルトゥーガ島が有名だが、カリブ海の内側ではイスパニョーラ島西側のサン・ニコラス半島とティブロン半島の間が大いに活用された¹⁵。一帯には多数の無人島や小さな砂洲島があり、身を隠したり略奪品を隠すには好都合であった。また、安心して船の清掃や修理が可能な上、水や海鳥・海がめ・貝・魚類などの食糧が豊富であった¹⁶。私掠は小規模な密取引を行い、牧場や砂糖精製所のほかイスパニョーラ島西側の無防備な港などを支配した¹⁷。さらには、スペイン船が必ず寄港するハバナを擁するキューバ島、スペインの最初の植民地となったイスパニョーラ島の北西に位置するトルトゥーガ島、スペイン人が黒人奴隷を投入して真珠採取を行ったマルガリータ島、太平洋へ出るパナマ地峡を利用して、そこからヌエバ・エスパーニャ副王領、グアテマラ総督領、ポゴタ総督領、サント・ドミンゴ総督領の各地で取引の交渉を申し入れた。交渉決裂となれば報復許可のもとに、バラクルス港、カリャオ港、ホンジュラス港、ポルトベロ港、カルタヘナ・デ・インディアス港、サント・ドミンゴ港からハバナ港に集結するスペイン船を狙った。エリザベス朝時代には少なくとも200隻がスペイン領に侵入したと言われている¹⁸。彼らは次第に拠点を拡大し、その勢力は小アンティル諸島、ジャマイカ、プエルトリコ、イスパニョーラ島北部、ベネズエラ東部までに及ぶことになった。イベリア半島沿岸部付近は1隻単独で航海することもあったが、西インド諸島へは3、4隻で船団を組むのが常であった¹⁹。私掠は、海上で多くの船を拿捕し、積荷を戦利品として略奪した。彼らはスペイン植民地に略奪品の買い取りを要求し、その儲けを遠征の出資者に還元したのであった。

従って、港に上陸して焼き討ちしたのは本来の目的ではなかった。彼らは接岸して停泊し、陸に使者を送り、当局と取引をしたい旨を告げる。当局は、スペイン本国や副王領政府や総督領における独占貿易の規定を順守するか、それとも非合法的な取引による、いわゆる汚職に手を染めるかの選択を迫られたのであった。前者の場合は、私掠との一戦を覚悟しなければならなかった。後者の場合は、結果的にスペイン領の下級官吏が私掠の活動に加担し、スペイン独占貿易の内部崩壊を助長することになった。

3. 2 ホーキンスの場合

ここでホーキンスによる遠征の規模や出資者について具体的に見てみる²⁰。ホーキンスの父親は、ヘンリー8世の時代からアフリカで金や奴隷貿易に従事していた。つまりホーキンスは家業を継ぎ、アフリカから西インド諸島へとその活動範囲を拡大したということになる。ホーキンスの航海は1562年、1564年、1567年の3回である。

第1回目の航海（1562年-1563年）には、ロンドン市長ロッジ卿（Sir Thomas Lodge）やホーキンスの義父で海軍経理担当ウインター（William Winter）をはじめ²¹⁾、イングランドの首都ロンドンや南東部の港を拠点とする銀行家や海軍参謀本部からの出資を受けた。プリマウス港から出帆した3隻の船の規模は、サロモン号が120トン、スワロー号が100トン、ジョナス号40トンであった。

一行は、まずスペイン領カナリアス諸島へ向かい、テネリフェに寄港し、食料などを補充した。この地でホーキンスはジェノバ人の父親を持つポンテ・イ・ベルガラ（Pedro de Ponte y Vergara）からポルトガルの奴隷船についての情報を得ている²²⁾。カディス出身の水先案内人マルティネス（Juan Martínez）を雇い、アフリカに南下してポルトガル船を拿捕して、黒人奴隷を横取りした。それをエスパニョーラ島で売り、皮、砂糖、真珠、生姜などを購入した。取引の相手はロレンソ・ベルナルデス（Lorenzo Bernárdez）で、この人物はサント・ドミンゴから派遣された70名ほどの兵士から構成される師団を率いていた。ベルナルデスは奴隷の売買を許可したが、拿捕したポルトガル船の返還を要求している²³⁾。

第2回目の航海（1564年-1565年）には、140トンのサロモン号²⁴⁾、50トンのタイガー号、30トンのスワロー号²⁵⁾を準備した。特筆すべきは、エリザベス女王とその寵臣レスター伯爵が出資している点だ。女王は積載量700トンの大型ガレオン船ジーザス・オブ・ルベック号を提供し、儲けの1割を要求したことから、第2回航海への期待が大きいことが明白である。ホーキンスが持ち帰ったものは、金、銀、真珠、エメラルドなどであった²⁶⁾。

一行はキューバ島の西に位置するサン・アントニオ岬で3日停泊し、風を待って、トルトゥーガ島に寄っている。そこで産卵に来たウミガメを捕獲して卵や肉を食すことで、船員は蛋白質を補給して体力を蓄えた²⁷⁾。その後はフランス人が入植を開始したばかりのフロリダ沿岸に接近して偵察し、フランス人たちが葡萄を栽培し、早くもワインを生産していることを報告している²⁸⁾。一行はフロリダを離れると、エスパニョーラ島でワインや財宝を積んだスペインのカラベラ船を2隻拿捕し、ジャマイカに逃げた。しかし、スペイン軍に捕らえられ、20人が処刑、残りは連行された²⁹⁾。ホーキンス自身は無事に帰国することができた。

続いて第3回目（1566年-1567年）が直ちに準備された。しかし、在英スペイン大使がホーキンスの不法な貿易を訴えたため、ホーキンス自身は出帆できなかった。代わりにジョン・ラベルが船長となり、ドレイクも初めて乗り込んだ。ホーキンス自身による3回目の航海（1567年-1569年）には、再び女王や大臣、貿易商、ドレイクを含むホーキンスの親族が出資した。一行は6隻から成る船団でテネリフェに寄港し、アフリカのヴェルデ岬とシエラ・レオーネで黒人を積み、コロンビアのカリブ海側のリオ・デ・ラ・アチャやサンタ・マルタで取引を行った。その後、北上してメキシコ湾ベラクルス港から銀を積んで出帆するスペイン船を待った。しかし、ヌエバ・エスパーニャ副王に攻撃され、イングランドとスペインとの関係の悪化を招くことになった。

私掠がイングランド王室の出資を受ける一方、先述の寵臣ローリーをはじめカンバーランド公（Duke of Cumberland）のような貴族も自ら遠征隊を組織したり、共同出資したりした。また、貿易商も武器弾薬などを装備して船舶を提供した。彼らは西インド諸島の砂糖、胡椒、植物染料の貿易商や船の金具やロープを専門に扱う業者などで、その多くがロンドンを拠点にしていた³¹⁾。したがって圧倒的多数の船がテムズ川出帆したのであった³²⁾。そうした1人にキャレザロー（Henry Calettherow, 1546-1607）がいた³³⁾。彼は当時の大物商人で金具店を経営しており、

エリザベス女王に船のロープを納入し、ホーキンスの遠征準備を整えたほか、先述のチャイルドリーによる1589年の遠征などにも出資した。

3. 3 ドレイクの場合

ホーキンスの死後、私掠を率いたのはドレイクであった。彼は、1570年、1571年、1572年の3回出帆した。とくに最後の航海はホーキンスの親族の出資を受けて、パナマのノンブレ・デ・ディオスでペルーからの船を待ち伏せた。ドレイクの船団は25隻の大型船と8隻の小型船から成る当時最大規模を誇り、総勢2300を数える乗組員率いてカリブ海に入った。王立海軍の600トンのエリザベス・ボナベンチャー号と200から250トンのエイド号が参加していた。プリマース提督率いる300トンから400トンほどのレスター卿のガレオン船、ホーキンスの息子率いるガリオット・ダック号のほか、ロンドンやプリマウスやプリストルの貿易商たちが参加した。この航海で、ドレイクはパナマやノンブレ・デ・ディオスを攻撃したが、結局は25%の赤字を出し、750人の死者を出すことになった³⁰⁾。

ドレイクがエリザベス一世に宛てた報告書の類には、スペイン領アメリカ侵攻を提言している意図は読み取れず、むしろスペイン領アメリカに接岸してはヌエバ・エスパーニャ副王領の官僚に対し、繰り返し貿易交渉を求めたことが記されている。しかし、そのたびに副王領政府は本国セビーリャとの独占貿易体制が存在している以上、セビーリャに送る積荷をイギリスに売ることは不可能であるとの説明を受け、交渉の余地がなかったとしている。スペイン人が5分の1税を王室に納めなければならなかったように、ドレイクは出資者エリザベス女王に上納金を納めなければならなかったため、焼き討ちや占拠しての略奪などの強硬手段に出ることがしばしばであった。そして、自らの船団からも被害を出したのであった。

4. 結びにかえてースペイン側の対応ー

イングランドの私掠に対し、スペインが無策であったわけではない。1585年5月、スペイン国王フェリペ2世はイベリア半島のすべての港に停泊していたイングランドの商船を拘留した。これに対してイングランドは、貿易商らからの損害賠償に応じるべく、報復措置としてスペイン船から積み荷を奪う手段に出る権限を許可した。つまり、報復許可状の発行に踏み切ったのであった。これを受けて、スペインとの貿易に従事していたイングランド関係者は共同出資して、イベリア半島近海のスペイン船を攻撃し、積み荷を略奪した。フェリペ2世はイングランド本土攻略に向けて準備を進め、1588年に交戦したが、撤退を余儀なくされた。いわゆるスペイン無敵艦隊の敗北である³⁴⁾。

一方、スペイン領アメリカにおいて、カリブ海一帯の防衛については、まずは現場で対応していた。1586年、グアテマラ総督領が、港の防備が万全でないことから、スペイン船は4月になる前に出帆し、港に1泊以上停泊することを避け、すみやかに海上に出て本国へ向かうことを要請している³⁵⁾。その10年後、手遅れの感が強いが、1596年3月20日付けで副王交代時に前副王から新副王へ指示書に私掠対策が指示されている。

「外国人には当地への渡航許可を出していないにもかかわらず、船乗りや砲兵などが船舶乗

員としての肩書で出帆し、上官も同行している。そして、その後、彼らは、金銭的な基盤がないとはいえ、歩みをとめることなく進軍している。このような者が多くいると報告を受けている。こうしたことが起こるとは大変遺憾であり、各船舶の外国人をよく調べ、事情を把握するように努めるよう、十分に注意せよ。サン・ファン・デ・ウリア及びベラクルスをはじめ沿岸の港では法に照らし、よく調査し、探し出し、逮捕せよ。³⁶⁾」

スペイン領アメリカ植民地には頑強な要塞が建設されたとされてはいるが、万全であったわけではない。要塞防衛の軍事面についての詳細はまだ研究の余地が残されている。また、対イギリス私掠のみならず、フランスの私掠についての研究も必要である。例えば、1579年6月20日付けのパナマからの報告によれば、同年4月13日にパナマを出発した3隻のうち1隻がフランス私掠によってニコヤ港（現在のコスタリカ太平洋岸）で占拠され、近くの島で積み荷の銀もろとも横倒しされて拿捕されたとのことであった³⁷⁾。その船には中国から戻った水先案内人が2人乗船し、フランス側は彼らの航海許可証や船具を剥奪したという報告が残っている。また、英仏の私掠が協力関係にあったことも伺え、当時のカリブ海の攻防は、ヨーロッパにおける覇権争いを如実に反映し、より複雑な様相を呈した。

イングランド政府は、私掠を使ってスペイン領で商取引を行い、海上でスペイン船舶を拿捕する一方、入植地の建設も試みた。1605年にはセントルシア、1609年にはグレナダなどに侵入するが、いずれもすでにフランスが入植していたため、領有権争いが続くことになった。イギリス人の定住が始まるのは1623年で、アイルランド人ワーナー(Thomas Warner)によるサン・クリストファー入植地の建設である。その後、彼は周辺のリーワード諸島に植民を拡大するが、やはりフランスと領有権を争うことになる。従って、スペインのカリブ海支配を分析するにあたっては、英仏との関係を考慮することが必須となろう。

注

- 1) 本研究は、平成27年度日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金「ニカラグアの考古学及び文献学資料評価と発展への応用－アメリカ地中海文化圏研究へのアプローチ－」（代表：南博史）の成果の一部である。
- 2) Richard Hakluyt, *A Discourse of West Planting*, Press of J. Wilson and son, Cambridge, 1877.
- 3) リチャード・ハクルート他『イギリスの航海と植民』全2巻, 岩波書店, 1985年, pp. 104-105.
- 4) Kenneth R. Andrews, *English Privateering Voyages to the West Indies 1588-1595, Documents Relating to English Voyages to the West Indies from the Defeat of the Armada to the Last Voyage of Sir Francis Drake*, Hakluyt Society, 1964.
- 5) Clements R. Markham (ed.), *The Hawkins' Voyages during the Reigns of Henry VIII, Queen Elizabeth, and James I*, Hakluyt Society, London, 1878.
- 6) Zelia Nuttall (ed.), *New Light on Drake: A Collection of Documents Relating to His Voyage of Circumnavigation, 1577-1580*, Hakluyt Society, London, 1914.
- 7) 皆川三郎『海へ行く人々－大航海時代の英国－』, 竹村出版, 1986年, pp.65-66.
- 8) Kenneth R. Andrews, *Elizabethan Privateering. English Privateering during the Spanish War. 1585-*

- 1603, Cambridge University Press, Cambridge, 1959.
- 9) Neville Williams, *The Sea Dogs. Privateers, Plunder and Piracy in the Elizabethan Age*, Weidenfeld and Nicolson, London, 1975.
 - 10) Janice E. Thompson, *Mercenaries, Pirates, and Sovereigns: State-building and Extraterritorial Violence in Early Modern Europe*, Princeton University Press, Princeton, 1994.
 - 11) Milton Zambrano Pérez, "Piratas, piratería y comercio ilícito en el Caribe: la visión del otro (1550-1650)", *Historia, Caribe, Barranquilla*, No. 12, 2007, pp. 23-56. なお、以下の日本人研究者が、欧米文献をまとめた概説的な論文を発表している。菊池健志「エリザベス朝の私掠船」『秋田史学』, 第41号, 1995年, pp. 40-50. 稲本守「欧州私掠船と海賊—その歴史的考察—」『東京海洋大学研究報告』第5巻, 2009年, pp. 45-54. 薩摩真介「ブリテン海洋帝国と略奪—近世の北米・カリブ海植民地における私掠・海賊行為研究の現状と展望」『西洋史学』, 2007年, pp. 46-59.
 - 12) なお近年、日本においては「私掠」が「私拿捕船」に置き換えられている。Cf. 指昭博「近世国家の成立」, 川北稔編『イギリス史』, 山川出版, 2003, p. 169.
 - 13) 「特許状」という訳語も充てられる。
 - 14) Andrews, *op. cit.*, p. 59; Osker Hermann Khristian, *The Spanish Lake*, 2004, p. 283. チャイドリーの航海は Andrews, 1964, pp. 67-69 に詳しい。
 - 15) *Ibid.*, p. 29.
 - 16) チャールズ・ジョンソン, 「悪名高い海賊たち」『世界ノンフィクション全集 48』, 筑摩書房, 1963年, pp. 172-173.
 - 17) Andrews, 1595, p. 29.
 - 18) *Ibid.*, p. 16, n. 1.
 - 19) *Ibid.*, p. 16.
 - 20) この節の情報は、断りがない限り、主として John Sparke, *The Voyage Made by M. John Hawkins Esquire, 1565*, en Henry S. Burrage (ed.), *Early English and French Voyages, Chiefly from Hakluyt, 1534-1608*, Charles Scribner's Sons, New York, 1906 に依拠している。
 - 21) Zambrano Pérez, *op. cit.*, p. 40.
 - 22) *Ibid.*, p. 40.
 - 23) *Ibid.*, pp. 40-41.
 - 24) Sparke, *op. cit.*, p. 114.
 - 25) *Ibid.*
 - 26) *Ibid.*, p. 119.
 - 27) *Ibid.*, p. 115.
 - 28) *Ibid.*, p. 125.
 - 29) *Ibid.*, p. 124.
 - 30) Zambrano Pérez, *op. cit.*, p. 44.
 - 31) *Ibid.*, p. 21.
 - 32) *Ibid.*, p. 20.
 - 33) *Ibid.*, p. 50.
 - 34) John Elliot, *Europa en la época de Felipe II*, Crítica, Barcelona, 2000, pp. 302-325.
 - 35) Archivo General de Indias (以下、AGI と略す), Guatemala 49, N60. Cartas de oficiales reales de Honduras, 1586, fol.2.
 - 36) Ernesto de la Torre Villar, *Instrucciones y memorias de los virreyes novohispanos*, Vol. I, Porrúa, México, D.F., 1991, p. 262.
 - 37) AGI, Panamá 13, R18, N100, Carta del oidor Alonso Criado de Castilla, 1579, fol. 1.

BOLETÍN del

Instituto de Estudios Latinoamericanos
de la Universidad de Estudios Extranjeros de Kyoto

Instituto de Estudos Latino-Americanos
da Universidade de Estudos Estrangeiros de Kyoto

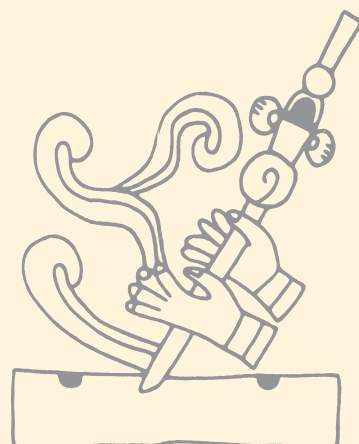
2016

<ARTÍCULOS>

- La Construcción de los Municipios Autónomos Zapatistas
..... Munehiro Kobayashi 1
- La ruta del Océano Pacífico en el siglo XVI
y el problema de la ley natural en Japón
..... Letica Mayer 27
- A través del Galeón de Manila:
intercambio artístico entre Japón y Nueva España
..... Ana Ruiz Gutiérrez 47
- Desarrollo, autonomía e influencia del proyecto del Canal
en la Costa Atlántica de Nicaragua
..... Toyoharu Tsuji 75
- México y Japón en los años setenta: Los dilemas de la expansión
e institucionalización de las relaciones económicas bilaterales
..... Carlos Uscanga 93

<NOTAS Y COMENTARIOS>

- Mapeo y registro de artefactos en 3D utilizando Agisoft PhotoScan
y Drone en el Proyecto Arqueológico Tlalancaleca, Puebla
Shigeru Kabata/ Julieta M. López J./
..... Ariel Taxis M. / Hironori Fukuhara 121
- Apuntes sobre los piratas del Caribe en el siglo XVI
..... Reiko Tateiwa 141



Vol.
16